

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(改訂版)(案)  
 および同概要版(案)に対する意見

○「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(改訂版)(案)について

該当箇所	意見
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当連盟は、放送コンテンツの適正な製作取引に関し、①放送事業者・番組製作会社の7団体で構成する「放送コンテンツ適正取引推進協議会」を通じた業界全体への周知・啓発活動、および②会員社に対する周知・啓発活動に継続して努めてまいりたいと考えています。</li> <li>● ガイドライン等の最終確定にあたっては、以下の諸点を十分に踏まえていただくとともに、今後も製作取引をめぐる状況の変化等に応じて、フォローアップアンケート調査を含め、適宜、見直しを行うことを要望します。</li> </ul>
16ページ 「下請法の対象とならない取引」における書面等の交付に関する記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下請法の対象とならない取引における書面等の交付は、他の法令により交付の義務がある場合を除き、取引当事者の判断に委ねられることが原則であると考えます。</li> <li>● したがって、下請法の対象とならない取引における書面等の交付に関する記述をガイドラインに記載するとしても、「望ましいと考えられる事例」として記載することが適切であると考えます。</li> </ul>
16ページ 「また、以下の場合においては、できる限り下請法上求められる書面と同様の書面又は適切な書類を交付することを推奨する。 ・製作会社から要請があった場合 ・金額が大きい場合 ・個人情報を扱う場合 ・海外での業務など、安全管理上の懸念がある場合」	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 例示された4つのケースで書面を交付する場合には、契約書を締結することが多いのが実情であることから、下線部は「適切な書類を交付すること、または契約書・覚書等を締結すること」とするよう要望します。</li> <li>● 「製作会社から要請があった場合」のみを推奨し、「局から要請があった場合」を記載しないのは片務的で不公平であると考えます。「局から要請があった場合」を追加するか、または「製作会社から要請があった場合」を削除することを要望</li> </ul>

	<p>します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 下請法の対象とならない取引における書面等の交付は、法律上の義務ではないことから、「なお、下請法以外の取引における書面等の交付は、法律上の義務ではないため、最終的には個々の取引の当事者の協議・判断に委ねられる。」旨を追記するよう要望します。</li> </ul>
<p>16ページ 脚注10</p> <p>「したがって、下請法に該当しない取引において書面の交付を推奨することは、この認識の乖離を縮めることにもつながりうると考えられる。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下請法の書面交付に関する局と製作会社の認識の乖離は、本来、下請法の理解を促進することによって解消を図るべきものであり、下請法の対象とならない取引における書面等の交付をガイドラインで推奨することによって、却って下請法の対象となる取引と対象外の取引が混同され、局と製作会社間の認識の乖離が縮まらなくなる懸念が生じます。このため、当該記述は「局と製作会社の間で、どのような取引が下請法の対象となるかについての理解を相互に深めることが重要である」とするのが適切と考えます。</li> </ul>
<p>27～28ページ</p> <p>「この『発意と責任』については後の部分で解説を加える。」</p> <p>「■発意と責任について」以下、枠内の記述</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 著作権法上、映画の著作物における「発意と責任」に関する具体的な説明はなく、映画の著作物たる放送番組の著作権の原始的な帰属について、仮に局と製作会社の間で解釈に争いが生じ、当事者間の協議で解決しない場合、最終的には個別に裁判所の判断に委ねられるものと考えます。</li> <li>● 「■発意と責任について」以下の枠内の記述は、確立された法解釈とはいえないため、あくまでも参考に留めるべきであり、参考である旨を明記するよう要望します。あわせて、「この『発意と責任』については後の部分で解説を加える。」は、『参考. 発意と責任について』を参照」などとするよう要望します。</li> </ul>
<p>28ページ</p> <p>(2) 著作権及び下請法に関する考え方</p> <p>「番組の著作権について、局と製作会社のどちらに帰属するのかは、著作権法上の判断による。仮に当事者間の契約書に『著作権については局に帰属する』とされていたとしても、上記(1)のとおり著作権法上の判断によっては、製作会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該記述は、番組の著作権の原始的な帰属について、局と製作会社の間で解釈に争いがある場合であって、かつ、製作会社に著作権が原始的に帰属すると解される場合に限定していますが、極めて例外的な事例であり、28ページ下段以降の下請法に関する考え方の一般的な説明と整合しないため、誤解を招くおそれがあります。このため、当該記述は削除するとともに項目タイトルを</li> </ul>

<p>に著作権が帰属すると解されることがありうる。その場合は製作会社から局に対して『著作権の譲渡』がなされたとみるべきであり、当該譲渡の対価などについて以下のような下請法の問題となりうる場合がある。」</p>	<p>「(2) 下請法に関する考え方」とするよう要望します。</p>
<p>46ページ 「※ 局印税とは、放送局が、アニメ番組を放送することによって、プロモーション効果があると主張し、放送したことを理由に要請する、アニメ番組の二次利用収益の配分。」</p>	<p>● 局印税は製作委員会内部の協議でその有無を含めて決定されるものであり、当該記述は局印税一般について否定的に表しているように受けとられかねないため、「※局印税とは、アニメ番組を放送することによるプロモーション効果等を根拠として、局に支払われるアニメ番組の二次利用収益の配分。」とするよう要望します。</p>
<p>46ページ 「局が一方的に二次利用の収益配分（例：「局印税」の長すぎる設定期間や広すぎる 設定範囲、高すぎる料率等）や二次利用許諾の窓口等の取引条件を押し付けることは、独占禁止法上、問題となりうるおそれがあるため、事前に構成員の間で十分な協議が行われることが必要と考えられる。」</p>	<p>● 当該記述は、局が製作委員会の中で優越的地位にあることが前提となるため、冒頭に「局が他の製作委員会構成員に対して優越的地位にあると個別に判断される場合に、」を追記するよう要望します。</p>
<p>49～50ページ 脚注24 「…なお、問題となる事例としては以下のものであえる。（※原文ママ） 1～7（略）」</p>	<p>● 1～7は、ガイドラインフォローアップ調査の設問で提示された参考例であり、ガイドラインに記載する必要はなく、削除することが適切と考えます。</p>

○「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（改訂版）概要版(案)について

該当箇所	意見
<p>2 ページ上段  「ほとんどの製作取引において、放送事業者は番組製作会社に対し、取引上優位にある可能性が高いといえます」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ガイドラインの対象となる全国各地域の地上放送、衛星放送、ケーブルテレビの各事業者の経営規模・環境はさまざまであり、番組製作会社との関係も一様ではありません。</li> <li>● 当該記述は少なくとも、ガイドライン本文8ページの記述にあわせて、「一般に、放送事業者は…」とするよう要望します。</li> </ul>
<p>2 ページ中段  「a）著作権法」に関する記述</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ガイドライン本文27～28ページに対する意見のとおり、「発意とは…」以下の記述は、確立された法解釈とはいえないため、ガイドライン概要版からは削除することが適切であると考えます。</li> </ul>
<p>3 ページ中段  「書面の交付」の「●なお…」の部分</p>	<p>(ガイドライン本文16ページに対する意見と同じ。)</p>
<p>4 ページ下段  「c）アニメの製作における局印税」に関する記述</p>	<p>(ガイドライン本文46ページに対する意見と同じ。)</p>